

佐監第35号の5  
令和元年8月19日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 山 口 勉  
佐倉市監査委員 松 田 和 哲  
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

平成30年度佐倉市公営企業会計決算審査意見書について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成30年度佐倉市公営企業会計決算及び関係書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 平成30年度 佐倉市公営企業会計決算審査意見書

## 第1 審査の対象

- 1 審査の対象となる決算  
佐倉市水道事業会計決算  
佐倉市下水道事業会計決算
- 2 審査対象年度  
平成30年度

## 第2 審査の期間

令和元年6月4日から令和元年8月16日まで

## 第3 審査の主眼及び方法

- 1 決算審査に当たっては、決算その他関係諸表の計数が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第20条の規定の本旨に沿って正確であるかどうかを検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が同法第3条の規定の本旨に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。
- 2 審査は、「佐倉市監査事務処理規程」に準拠して、本事業の経営状況を把握するため、試査による照合、質問、分析等通常実施すべき手続きを選択適用した。質問は、令和元年7月5日に実施した。

## 第4 審査の結果

### 1 水道事業会計

#### (1) 総合意見

平成30年度における佐倉市水道事業の決算等は、(2)の個別意見を除き、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、下記の事項については、十分に留意されたい。

## 記

### ア 決算の概要について

平成30年度の収益的収支は、総収益が対前年度比で0.8パーセント減の3,827,753,299円（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）であり、収益の根幹を占める給水収益も、同0.04パーセント減の3,226,550,999円となっている。また、総費用は同2.4パーセント減の3,295,603,880円となり、その結果、営業利益は前年度の営業損失2,843,111円から本年度は69,600,028円と黒字に転じ、純利益は同10.6パーセント増の532,149,419円となった。ただし、純利益のほと

んどは、加入負担金や現金収入を伴わない長期前受金戻入等の営業外収益506,573,075円で占められており、また、営業利益の好転も前年度約1億7千800万円あった修繕費が本年度は約7千万円と約1億800万円減少したことに起因していることから、修繕費の多寡により営業利益が大きく左右されるなど経営状況は脆弱な環境にあり、水道会計の実態は厳しい状況にある。

水道事業の目的は、市民に安全で良質な水道水を適正な価格で供給することにある。今後、給水人口の減少から、現状の料金体系では給水収益の増加は望めず、一方で、八ッ場ダム令和元年度中の完成等により表流水からの取水が大幅に増加することや、老朽水道管に起因する多額な修繕費の発生や更新による給水原価の上昇が避けられないことから、厳しい事業環境が予測される。水道事業を将来にわたって持続可能なものとするため、財務体質の強化に取り組むとともに、更なる事業の効率化と一層の経営努力によって水道事業を執行されるよう要望する。

#### イ 経営分析について

決算書に基づく経営分析において、営業収益対営業費用比率は、営業収益を営業費用で除し、100を乗じて求めるものである。

この数値は、100パーセントを超えて比率が高いほど良好とされているが、佐倉市における同比率は、従来から全国と同規模の事業体平均より下回っており、特に平成29年度は99.9パーセントと平成13年度に実施した水道料金の改定以降初めて営業損失を計上するに至ったところである。本年度は、修繕費が前年度より約1億800万円減少したことにより同比率は102.1パーセントと2.2ポイント改善されたが、依然として良好な状態には程遠い現況にある。これは、給水収益の減少等営業収益の落ち込みによるもので企業努力による改善が困難な状況が継続していることに加え、営業費用の圧縮努力にもかかわらず老朽水道管の修繕費が突発的に発生することによる。その結果、長期前受金戻入を考慮しないところの給水原価が供給単価（販売単価）を上回るという逆ザヤ状況が平成24年度から7年間継続しており、1立方メートル当たりの供給単価と給水原価の差額は4.08円と前年度の8.66円からは4.58円改善したものの、これは修繕費の減少によるものであり、またいつ悪化するか予断を許さず、危機的状況にある。今後、給水収益の増加は望めず、反面、給水原価の上昇が予想されることから、更なる費用の圧縮に努めるとともに、極めて近い将来予想される受水費の上昇による急激な市民負担を強いることのないよう、適正な受益者負担（料金体系）の在り方を早め早めに検討し、負担の先送りとならないよう万全を期されたい。

#### (2) 個別意見

##### ア 受託業務について（維持管理課、建設課）

佐倉市一般会計から受託をしている「防災井戸施設の維持管理」及び「消火栓設置改良」について、外部業者に再委託をしているが、外部業者への支払額と同額を佐倉市一般会計に対し請求をしている。しかし、同事業については、上下水道部による設計、工事監理、契約等に係る間接経費が発生しているにもかかわらず、間接経費を佐倉市一般会計に請求していないことから、実質的に赤字受注となっている。これは、水道事業会計は地方公営企業会計であるにもかかわらず、職員の経営意識が完全に独立していないことが要因の一つであると考えられる。今後は、水道事業が独立会計であることを念頭に、各職員が企業職員として、経営感覚とコスト意識を持って、適正な原価管理に努められたい。

#### イ 水道料金の滞納整理事務について（給排水課）

平成30年度の決算にあたっては、平成28年度分の未収の水道料金が247件合計1,785,877円（消費税及び地方消費税を含む。）について、時効による不納欠損処分がなされた。

時効欠損事由別では、転出先不明が211件合計1,546,029円と不納欠損額のほとんどを占めており、この傾向は、従来から継続している。

上下水道料金の滞納があった場合、検針から4箇月ほどで、給水停止を執行している。

この給水停止の執行によって、それ以降の水道料金の滞納は発生しないものの、逆に、すでに発生した滞納分については、納入義務者が給水停止を執行された建物から転出することによって、徴収がより困難になるという事象が認められる。

このような事象に対応し、収入未済件数及び額を減少させるためには、水道料金の滞納が発生した後、速やかに督促を行うことが、有効であると考えられる。

現在、上下水道料金の徴収事務は外部委託されているところ、滞納が発生し、初期の滞納者に対する督促業務は、委託先業者に任されているのが現状であるが、滞納者に対する督促については、滞納発生直後の早い段階から上下水道部職員による訪問を行うなど、転出先不明による時効欠損を減少させるための方策を講じられたい。

#### ウ 契約事務について（給排水課）

平成30年度に上下水道部各課において契約を締結した地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号から第9号までに規定する随意契約（ただし、同法施行令第21条の14第1項第1号に規定する随意契約については、佐倉市財務規則第141条各号のいずれかに該当するものを各課から1件抽出した。）合計38件の契約関係書類一式を調査したところ予定価格書の封筒に封印がない不備が、5件認められた。

予定価格書の作成については、佐倉市財務規則第130条により封筒に入れ

て封印し、保管しなければならない（佐倉市契約事務要綱第10条第3項及び第4項に該当するものを除く。）と規定されている。予定価格書の封印漏れ等による第三者への予定価格の漏洩等重大なリスクを抱えていることから、今後の再発防止に厳重に取り組まれない。

## 2 下水道事業会計

### (1) 総合意見

平成30年度における佐倉市水道事業の決算等は、(2)の個別意見を除き、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、下記の事項については、十分に留意されたい。

#### ア 決算の概要について

平成30年度の収益的収支は、総収益は対前年度比6.7パーセント増の3,853,344,207円（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）と、平成29年7月に改定した下水道使用料が年間を通じて収益に貢献したことにより大幅に増加した。また総費用は同1.8パーセント減の3,191,059,591円となり、純利益は83.0パーセント増の662,284,616円となった。

下水道事業の根幹を占める下水道使用料を含む営業収益は、同9.7パーセント増の2,595,822,243円であるが、営業費用は同0.4パーセント減の3,096,698,976円となり、その結果、500,876,733円の営業損失となった。営業損失の額は、前年度742,238,130円から241,361,397円改善し、使用料改定の効果は認められるものの、経営が厳しい状況に変わりはない。

下水道事業については、管渠老朽化対策の計画的な推進など、将来にわたる市民生活の環境整備の観点から、健全な財政が求められるところであり、事業の効率化と一層の経営努力によって財務体質の強化を図るよう要望する。

#### イ 経営分析について

決算書に基づく経営分析において、営業収益対営業費用比率は、営業収益を営業費用で除し、100を乗じて求めるものである。

この数値は、100パーセントを超えて比率が高いほど良好とされているが、佐倉市における同比率は、平成26年度67.0パーセント、平成27年度66.0パーセント、平成28年度66.5パーセントと厳しい経営環境にあったが、平成29年7月の使用料改定により平成29年度は76.1パーセントとなり、さらに平成30年度は83.8パーセントと改善し、平成29年度の全国平均85.5パーセントに近接してきた。しかし、いまだ前年の全国平均には及ばず、依然として厳しい経営環境に変わりはなく、営業損失からの脱却にも至っていない状況である。

下水道は、市民の生活環境を支える重要な都市基盤の一つであることから、使用料改定による営業収益の増及び営業損失の圧縮で一息つくことなく、中長期的展望に立って、効率的かつ計画的な事業経営に努められたい。

## (2) 個別意見

### ア 受託業務について（維持管理課）

佐倉市一般会計から受託をしている工事については、外部業者に再委託をしているが、再委託をした外部業者に支払った工事費相当額のみを受託工事収益として計上している。当該工事については、上下水道部による設計、工事監理、契約等に係る間接経費が発生しているにもかかわらず、間接経費を佐倉市一般会計に請求していないことから実質的に赤字受注となっている。これは、下水道事業会計は地方公営企業会計であるにもかかわらず、職員の経営意識が完全に独立していないことが要因の一つであると考えられる。今後は、下水道事業が独立会計であることを念頭に、各職員が企業職員として、経営感覚とコスト意識を持って、適正な原価管理に努められたい。

### イ 契約事務について（経営企画課）

平成30年度に上下水道部各課において契約を締結した地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号から第9号までに規定する随意契約（ただし、同法施行令第21条の14第1項第1号に規定する随意契約については、佐倉市財務規則第141条各号のいずれかに該当するものを各課から1件抽出した。）合計38件の契約関係書類一式を調査したところ、予定価格書中の比較価格の記載誤りが、1件認められた。

佐倉市財務規則第143条に規定されている随意契約の予定価格を記載する予定価格書（佐倉市財務に関する文書の様式を定める規則に規定する様式第54号による予定価格書をいう。）については、比較価格を記載する項目があるが、この比較価格とは、予定価格を税抜きにした価格で、見積額と比較する価格である。この比較価格を算出する際に、1円未満の端数が生じた場合は、この1円未満の端数を切り捨てすべきところ、切り上げた数値を比較価格とすることにより、端数を切り上げた比較価格から再度消費税率を加算した予定価格を算出すると、予定価格の範囲に収まらない結果となる。

今後は、比較価格を算出する際に1円未満の端数が生じた場合は、この端数を切り捨てた数値を比較価格とするように改め、適正な契約事務が確保されるよう、再発防止に取り組まれたい。